

法人カード規定

法人カード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は「キャッシュカード規定」によるほか、次により取扱います。

1. カードは、預金機を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合、および支払機を使用して預金の払戻しをする場合に利用することができ、当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行で使用できます。また、振込機を使用して振込を行う場合は、当金庫および提携金庫で利用できます。
2. カードは、お届けの代表者および代理人（1名に限ります。）が使用し、カードおよびカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
3. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認して取り扱ったうちは、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。
ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
4. 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認して取り扱ったうちは、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。
5. （規定の変更）
 - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上